

質問番号	事業種別	質問内容	回答案
1	総合事業全般	介護保険料を納めていない方は総合事業の利用ができますか。	給付制限とは、保険料滞納者への措置ですが、さいたま市では、総合事業の利用については、当面の間、給付制限を行わないこととしております。
2	総合事業全般	総合事業は給付額減額（3割負担）の措置を受けている方も1割負担で利用できますか。	給付額減額（3割負担）は、2年以上、保険料を滞納している場合の措置です。福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用した場合には、3割負担、第1号訪問事業、第1号通所事業を利用した場合は1割負担となります。
3	第1号介護予防ケアマネジメント	総合事業の介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターから居宅介護支援事業者に委託することはできますか。	要支援者及び事業対象者の介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業者へ委託することができます。
4	第1号介護予防ケアマネジメント	総合事業の介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業者が受託するための要件はありますか。	さいたま市等が行う介護予防支援従事者研修を受講する等、介護予防ケアマネジメント業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があります。
5	第1号介護予防ケアマネジメント	総合事業は生活保護受給者も利用可能ですか。	65歳以上の生活保護受給者であれば、総合事業の利用はできます。
6	第1号介護予防ケアマネジメント	住宅改修、福祉用具購入、居宅療養管理指導は要支援・要介護認定者のみが対象ですか。	要支援・要介護認定を受けた方が対象となります。地域支援事業に移行するのは、現行の介護予防訪問介護と介護予防通所介護です。介護保険給付に係る住宅改修や福祉用具等が必要な方は、要介護(要支援)認定を受ける必要があります。
7	第1号介護予防ケアマネジメント	介護予防福祉用具貸与、介護予防通所介護、介護予防訪問介護を利用している方が、4月1日以降、認定有効期間内に第1号通所介護（現行の介護予防通所介護）のみの継続が必要となり、他サービスを終了した場合、ケアマネジメントに係る費用の請求はどのようになるのか。	当該ケースの場合、ケアマネジメントに係る費用の請求は、介護予防支援費から介護予防ケアマネジメント費へ移行します。
8	第1号介護予防ケアマネジメント	事業対象者の方がサービス利用中に要介護(要支援)認定申請した場合、申請中の方の給付の取り扱いはどうなるか。	要介護(要支援)認定は、申請日に遡って効力を有するため、申請日から給付管理を行うこととなります。
9	第1号介護予防ケアマネジメント	現行相当サービスの対象となるケースが知りたい。	現行相当サービスの対象となるケースの考え方は、既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケースや、ケアマネジメントで、訪問介護員による専門的なサービスが必要と判断されるケースなどです。一定期間の後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことが重要です。
10	第1号介護予防ケアマネジメント	事業対象者としての有効期間がないが、プランの有効期間をどのように設定するのが望ましいか。	プランの有効期間につきましては、事業対象者の身体状況、置かれている環境で判断いただくものです。

11	第1号介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントについて2種類となるが、それぞれ支援計画書の用紙は異なるのか。	介護予防ケアマネジメントAにつきましては、現行様式と同様のものを検討しています。 介護予防ケアマネジメントCにつきましては、現行様式と同様ですが、必須記入欄を設け、一部を任意記入欄とする予定です。
12	第1号介護予防ケアマネジメント	総合事業のサービスコードの設定はいつでしょうか。	平成29年2月下旬に予定している説明会で周知予定です。
13	第1号介護予防ケアマネジメント	生活援助のみを利用している場合、介護予防訪問介護サービス（現行相当サービス）を継続してよしいか。	アセスメントの結果、訪問介護員等によるサービスの利用の継続が必要であるとケアマネジメントで認められる方である場合は、継続して利用することが可能です。また、一定期間後のモニタリングにより、可能な限り、緩和型サービスに移行していくことを検討する必要があります。
14	第1号介護予防ケアマネジメント	現行相当サービスでの生活援助と緩和した基準のサービスの利用者が受けるサービスの違いはあるのか。	サービスの内容は、現行相当サービス及び緩和型サービスいずれも、老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」に規定する範囲内のサービスです。ただし、現行相当サービスは、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することになります。
15	基本チェックリスト	事業対象者にはその旨を印字した介護保険被保険者証の発行がされますか。	基本チェックリスト実施で対象となった場合、かつ、介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を区役所高齢介護課へ提出された場合に、被保険者証に事業対象者である旨、基本チェックリスト実施日及び担当の地域包括支援センターの名称を記載いたします。
16	基本チェックリスト	介護予防・生活支援サービス事業を利用するには介護保険負担割合証が交付されますか。	交付いたします。（要介護（要支援）認定申請をした方のほか基本チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を区役所高齢介護課に提出した場合）
17	基本チェックリスト	第2号被保険者は基本チェックリストの実施対象になりますか。	総合事業の対象は65歳以上の方になりますので、第2号被保険者は基本チェックリストの対象者とはなりません。
18	基本チェックリスト	基本チェックリストはどこで行うことができますか。	基本チェックリストは、各区役所高齢介護課又は地域包括支援センターの窓口に来られた場合に、希望により本人に実施していただくものです。 基本チェックリストは、医療的情報等の客観的データが介在しないセルフチェックの仕組みであることから、健康状態に注意を要する状態の方については、これまで同様要介護（要支援）認定を案内する流れとしています。 「窓口へ来られない」方につきましては、これまで同様要介護（要支援）認定を案内する流れとしています。
19	基本チェックリスト	基本チェックリストは他区の高齢介護課、圏域外の地域包括支援センターに来所した場合においても実施することが可能ですか。	お住まいの区でない区の高齢介護課、又はお住まいの圏域でない地域包括支援センターの窓口でも、基本チェックリストは実施できます。

20	基本チェックリスト	総合事業開始後も、要介護（要支援）認定申請の代行申請や、認定調査を行うことは可能ですか。	要介護（要支援）認定申請の代行申請につきましては、従来通り、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者等が行うことが可能です。また、認定調査につきましても、業務委託契約を締結している事業者であれば調査可能です。
21	基本チェックリスト	基本チェックリストの回答内容からサービスを決定するのか。	基本チェックリストの回答内容や本人・家族への聞き取りを踏まえ、介護予防ケアマネジメントによって、どのような支援が必要かを検討します。
22	基本チェックリスト	介護相談受付票は何のために行うのか。	介護相談受付票は、基本チェックリストを希望する方を対象として、本来要介護（要支援）認定が必要な方を、適正に要介護（要支援）認定申請へ導くためのツールとして使用していただくものです。
23	基本チェックリスト	地域包括支援センターにて実施した基本チェックリストは市へ提出する必要はありますか。	地域包括支援センターにて実施した基本チェックリストは、区役所高齢介護へ提出してください。
24	基本チェックリスト	要支援認定の更新申請の際は全員が基本チェックリストを実施するのでしょうか。	明らかに要支援認定が必要な方、認定申請を希望する方は、基本チェックリストを実施せずに、要支援認定申請になります。
25	基本チェックリスト	要介護（要支援）認定の新規申請を指定居宅介護支援事業者が代行申請する場合に「介護相談受付票」を利用する必要がありますか。	介護相談受付票は、基本チェックリスト実施を希望した場合に、明らかに要介護認定等が必要かどうかを判断するために用いるものです。基本チェックリストの実施は、区役所高齢介護課及び地域包括支援センター窓口に来られた場合に、本人に実施していただくものですので、指定居宅介護支援事業者が利用することは想定しておりません。
26	基本チェックリスト	要介護（要支援）認定が非該当となった方が、基本チェックリストを実施することはできますか。	第1号被保険者であれば、基本チェックリストを実施することができます。
27	基本チェックリスト	基本チェックリストは各支所や市民の窓口で実施可能ですか。	各支所、市民の窓口では実施できません。地域包括支援センター、区役所高齢介護課で実施します。
28	基本チェックリスト	総合事業が開始となっても、要支援認定者に対する更新の案内は送付しますか。	要介護（要支援）認定者の有効期間終了に伴う、更新勧奨通知は、引き続き区役所高齢介護課から送付いたします。